

## 青梅市虐待・配偶者暴力の防止に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待および配偶者からの暴力の防止に関する基本理念を定め、青梅市(以下「市」という。)、市民および関係団体の責務ならびに地域社会の役割を明らかにすることにより、虐待・配偶者暴力のない誰もが安心して暮らせるまちを実現することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為をいう。
- (2) 高齢者虐待 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第4項および第5項に掲げる行為(同条第6項の規定により高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用される場合を含む。)をいう。
- (3) 障がい者虐待 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第6項、第7項および第8項に掲げる行為をいう。
- (4) 虐待 児童虐待、高齢者虐待および障がい者虐待をいう。
- (5) 配偶者からの暴力 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力(同法第28条の2において準用する場合を含む。)をいう。
- (6) 虐待・配偶者暴力 虐待および配偶者からの暴力をいう。
- (7) 虐待・配偶者暴力の防止 虐待・配偶者暴力の予防、早期発見その他虐待・配偶者暴力の防止ならびに虐待を受けた被養護者等または被害者および虐待をした養護者等または被害者の配偶者に対する支援をいう。
- (8) 被養護者等 次に掲げる者をいう。

ア 児童(児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童をい

う。)

イ 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第1項の高齢者（同条第6項の規定により高齢者とみなされる者を含む。）をいう。）

ウ 障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）

(9) 被害者 配偶者からの暴力を受けた者をいう。

(10) 養護者等 次に掲げる者をいう。

ア 児童を現に監護する者

イ 高齢者を現に養護する者

ウ 障がい者を現に養護する者

(11) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に在住し、在勤し、または在学する個人および市内に事務所もしくは事業所を有する個人、法人または団体をいう。

(12) 関係団体 市内の学校、社会福祉施設、医療機関その他市内において虐待・配偶者暴力の防止に業務上関係のある団体または障がい者を雇用する事業主をいう。

(13) 関係行政機関 児童相談所、警察署その他虐待・配偶者暴力の防止に関係する業務を行う公的機関をいう。

(14) 地域社会 市内における自然的基盤および社会的基盤の上で、多様な主体が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動を営むことによって成立する社会をいう。

2 この条例にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

（基本理念）

第3条 虐待・配偶者暴力は、被養護者等および被害者の人権を著しく侵害する行為であり、何人もこれを決して行ってはならず、その防止に取り組まなければならない。

2 虐待・配偶者暴力の防止に関する施策および活動の推進は、生命または身体の安全と尊厳を守ることを最優先に、被養護者等または被害者の権利利益が最大限に確保されることおよび養護者等または配偶者に対する支援が重視されることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、市民、関係団体、関係行政機関および地域社会と連携を図りながら、虐待・配偶者暴力の防止に関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 市は、虐待・配偶者暴力の防止に関する正しい知識の普及および虐待・配偶者暴力の防止に関する意識の高揚を図るため、様々な機会をとらえて啓発活動を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、虐待・配偶者暴力の防止の重要性に対する理解を深め、虐待・配偶者暴力のないまちを実現するために積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する虐待・配偶者暴力の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第6条 関係団体は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、その早期発見に努めなければならない。

2 関係団体は、市が実施する虐待・配偶者暴力の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(地域社会の役割)

第7条 地域社会の構成員は、虐待・配偶者暴力の防止に関し、地域社会全体で取り組まなければならない課題であることを認識し、虐待・配偶者暴力の防止に対する理解を深め、被養護者等および配偶者のいる家庭が孤立することがないよう積極的に関わり合いを持つよう努めるとともに、声かけ、見守りを行う等市内において被養護者等および配偶者が安心して生活することができるための環境づくりに努めなければならない。

(虐待・配偶者暴力防止推進月間)

第8条 市は、広く虐待・配偶者暴力の防止についての理解と協力を求めるため、虐待・配偶者暴力防止推進月間を設ける。

2 前項の虐待・配偶者暴力防止推進月間は、毎年11月とする。

3 市は、虐待・配偶者暴力防止推進月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(公表)

第9条 市は、毎年度、虐待・配偶者暴力の防止に関する施策の実施状況

を公表するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。